

1 沈下橋保存方針とは

【策定】平成10年7月16日（高知県・四万十川総合保全機構）

※四万十市・四万十町・中土佐町・津野町・梶原町が設立した団体

【改正】平成24年4月1日（期限の撤廃、市町村合併・委員会の変遷に伴う時点改正）

【目的】四万十川流域の魅力を形成している沈下橋（取り付け道を含む。以下同じ。）について、生活道に加え生活文化遺産として後世に引き継ぐため、防災上、維持管理上支障のない沈下橋を保存することを目的として策定

【対象沈下橋】

保存対象48橋 { 第1種沈下橋（重点的に保存）・・・39橋
第2種沈下橋（地元の意見を聞き存廃を決定）・・・9橋

2 現在の課題と対応

○方針が沈下橋を後世に引き継ぐために保存する目的で策定されたことから、**長寿命化対策や耐震化対策の規定が定められていない。**

保存方針 第3条第2項

管理者は、第一種沈下橋について、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害等で壊れた場合は、**原形復旧を原則とする。**ただし、これに依り難い場合には、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な**修繕方法を決定**するものとする。

現在の保存方針に基づく復旧



壊れる前と同じ形状・同じ材料・
同じ技術基準でなければならない

原形復旧

課題解決のために必要なこと

- 耐震対策工事などができるようにする。
例：橋脚の巻き立て
- 素材を変更できるようにする。
例：鋼管 → コンクリート柱
- 新しい技術基準で直せるようにする。

（注）工事に際して、河川法など関係法令に基づく許可申請手続に変更なし



○管理者が**長寿命化対策や耐震化対策を実施できるよう新たに条項を追加する。**

保存方針 第3条第3項

管理者は、第一種沈下橋について、長寿命化又は耐震化する必要が生じた場合は、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な方法を決定するものとする。

（参考）

原形復旧：災害等にかかった施設を原形に復旧する。（原形に復旧することが困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設の復旧を含む。）

修繕：機能低下した施設を原状に回復するための措置

3 今後のスケジュール（予定）

意見照会
（方針第5条第3項）

意見公募（地元住民）
H30.9.25～H30.10.24

意見公募結果に基づく協議

高知県
↓
四万十川総合保全機構

改正（案）の審議
（方針第5条第2項第1号）

第24回四万十川流域
保全振興委員会

改正

四万十川沈下橋保存方針改正の概要

高知県と四万十川総合保全機構（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）は、四万十川流域の魅力形成している沈下橋を後世に引き継ぐため、防災上、維持管理上支障のない沈下橋を保存することを目的に四万十川沈下橋保存方針（以下「保存方針」という。）を策定し、沈下橋の保存に取り組んでいます。

近年、将来にわたって施設を維持するための長寿命化対策や将来発生が予測されている南海トラフ地震に対する耐震化対策など新たな課題が発生していますが、現在の保存方針では、これらの取り決めがなされていません。

今回は、耐震対策や長寿命化対策の取り決めを明記することで、沈下橋を後世に引き継いでいくことを目的としています。

1 保存方針の改正の概要

(1) 長寿命化又は耐震化する場合の規定を新たに追加（保存方針 第3条第3項）

管理者が長寿命化対策や耐震化対策を実施できるよう新たに規定を追加することで保存方針に明記します。

管理者は、第一種沈下橋について、長寿命化又は耐震化する必要がある場合は、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な方法を決定するものとする。

(2) 災害等で壊れた場合の復旧に併せて、長寿命化対策や長寿命化対策を実施できるよう従前の規定を一部改正（保存方針 第3条第2項）

災害等で壊れた場合の例外として、適切な修繕方法を決定することとしていましたが、修繕では長寿命化対策や耐震化対策が困難であることから、管理者が適切な方法を選択できるよう保存方針第3条第2項を改正します。

管理者は、第一種沈下橋について、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害等で壊れた場合は、原形復旧を原則とする。ただし、これに依り難い場合には、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な方法を決定するものとする。

（注）災害復旧事業を採択するにあたって、原形復旧を原則とする方針に変更はありません。

（参 考）

原形復旧：災害等にかかった施設を原形に復旧する。（原形に復旧することが困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設の復旧を含む。）

修 繕：機能低下した施設を原状に回復するための措置

四万十川沈下橋保存方針改正（案）

（趣 旨）

第一 高知県及び四万十川総合保全機構（以下「機構」という。）は、四万十川流域の魅力を形成している沈下橋（取り付け道を含む。以下同じ。）について、清流四万十川総合プラン21（平成8年3月：高知県）（以下「プラン」という。）の「防災上、維持管理上支障のない沈下橋は保存を基本とする」方向に沿い、生活道に加え生活文化遺産として後世に引き継ぐため、「四万十川沈下橋保存方針」（以下「保存方針」という。）を策定する。

（対 象）

第二 保存方針の対象とする沈下橋（以下「対象沈下橋」という。）は、高知県内の四万十川流域に存在する沈下橋のうち、四万十川流域市町（以下「市町」という。）の道路台帳、農道台帳、及び林道台帳に記載されているものとする。

2 対象沈下橋は、文化的、景観的、親水的、観光、道路利用の価値、及び河川流水阻害等を総合的に評価し、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から重点的に保存すべき沈下橋（以下「第一種沈下橋」という。）とその他の沈下橋（以下「第二種沈下橋」という。）に区分する。

（管 理）

第三 対象沈下橋の管理者（以下「管理者」という。）である市町の長は、関係法令を遵守するとともに、保存方針に基づき適正に管理するものとする。

2 管理者は、第一種沈下橋について、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害等で壊れた場合は、原形復旧を原則とする。ただし、これに依り難い場合には、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な方法を決定するものとする。

3 管理者は、第一種沈下橋について、長寿命化又は耐震化する必要が生じた場合は、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な方法を決定するものとする。

4 管理者は、第二種沈下橋について、維持管理に努めるとともに、災害等で壊れた場合は、保存方針の趣旨を踏まえ、地元の意見を聞き存廃を決定するものとする。

（抜水橋計画）

第四 管理者及び高知県が抜水橋（沈下橋代替橋を含む。以下同じ。）を計画するときは、保存方針、プランの配慮指針及び高知県四万十川流域環境配慮指針を遵守するとともに、対象沈下橋の親水的、景観的等の価値や利用及び防災等に十分配慮するものとする。

2 管理者及び高知県が、対象沈下橋から概ね1 km以内に抜水橋を計画しようとするときは、事前に四万十川流域保全振興委員会（以下「委員会」という。）の意見を聞くものとする。

（保存方針の重要事項の審議）

第五 高知県及び機構は、保存方針に基づく重要事項が生じた場合には、委員会に諮るものとする。

2 委員会に諮る重要事項は以下のとおりとする。

（一）保存方針の変更に関すること。

（二）第一種沈下橋と第二種沈下橋の区分に関すること。

（三）対象沈下橋周辺での抜水橋計画に関すること。

（四）その他、対象沈下橋に影響を及ぼす行為（軽微なものを除く。）に関すること。

3 委員会が前項の検討を行うときは、道路管理者、河川管理者、地元住民、学識経験者等の意見を十分聞くものとする。

附 則

保存方針は、平成10年7月16日から施行する。

保存方針の期限は、平成18年3月とする。

保存方針は、平成24年4月1日から施行する。

四万十川沈下橋保存方針改正（案） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">四万十川沈下橋保存方針改正（案）</p> <p>（趣 旨） 第一 （略）</p> <p>（対 象） 第二 （略）</p> <p>（管 理） 第三 対象沈下橋の管理者（以下「管理者」という。）である市町の長は、<u>関係法令を遵守するとともに、</u>保存方針に基づき適正に管理するものとする。 2 管理者は、第一種沈下橋について、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害等で壊れた場合は、原形復旧を原則とする。ただし、これに依り難い場合には、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、<u>適切な方法</u>を決定するものとする。 <u>3 管理者は、第一種沈下橋について、長寿命化又は耐震化する必要が生じた場合は、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な方法を決定するものとする。</u> 4 管理者は、第二種沈下橋について、維持管理に努めるとともに、災害等等で壊れた場合は、保存方針の趣旨を踏まえ、地元の意見を聞き存廃を決定するものとする。</p> <p>（抜水橋計画） 第四 （略）</p> <p>（保存方針の重要事項の審議） 第五 （略）</p> <p>附 則 保存方針は、平成 10 年 7 月 16 日から施行する。 保存方針の期限は、平成 18 年 3 月とする。 保存方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 <u>保存方針は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">四万十川沈下橋保存方針</p> <p>（趣 旨） 第一 （略）</p> <p>（対 象） 第二 （略）</p> <p>（管 理） 第三 対象沈下橋の管理者（以下「管理者」という。）である市町の長は、保存方針に基づき適正に管理するものとする。 2 管理者は、第一種沈下橋について、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害等で壊れた場合は、原形復旧を原則とする。ただし、これに依り難い場合には、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な修繕方法を決定するものとする。 3 管理者は、第二種沈下橋について、維持管理に努めるとともに、災害で壊れた場合は、保存方針の趣旨を踏まえ、地元の意見を聞き存廃を決定するものとする。</p> <p>（抜水橋計画） 第四 （略）</p> <p>（保存方針の重要事項の審議） 第五 （略）</p> <p>附 則 保存方針は、平成 10 年 7 月 16 日から施行する。 保存方針の期限は、平成 18 年 3 月とする。 保存方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p>